

## 「ストップ・リニア！訴訟」

### 12/6 中津川集会、川村晃生氏講演「市民運動と訴訟」

私たちはこれまで市民運動という形でリニアに反対してきた問題をなぜ訴訟の場に移すのかということについて、かんたんに私なりの解釈をお示して皆さんにお考えいただきたいと思います。

#### 日本の市民運動は・・・



そもそも市民運動というのはわが国では根付かない。なぜ根付かないかと言えば、国民主権が身についていないからです。ヨーロッパのように血の革命を起こして権力から力を奪い取った民族とは根本的に違うのです。8月15日に戦争で負けたら民主主義になっていた。こんな国は先進国にはない。だから我々は民主主義の使い

方が分からない。そんな中で市民運動というのは民主主義をどういうふうに使えばよいか勉強する場所だというふうに思って、約30年くらい市民運動をやってきました。

#### 官民の大きな差



市民運動をやって何が分かったかという、市民運動には必ず限界がある。限界の大きな理由は2つあり、行政や企業と我々の間に抜本的な差が2つある。1つは情報量の問題です。彼らは物凄い情報量を握っていますが、我々に教えない。先ほどの天笠さんの話もそうです。JR東海は変動

磁場のデータを出さない。彼らが持っている情報を我々に出さない限り対等には闘えない。

もう一つの圧倒的な差というのは金と時間の問題です。行政も企業も例えばリニアをやる場合、彼らは金になるわけです。それが仕事だからです。市民運動の場合は自分たちの仕事をして、その余暇でやるしかない。金も時間もないわけです。元々情報、金、時間・・・この条件で、市民運動と企業・権力側には圧倒的な差があるわけです。

そういう運動の限界を考えると、運動だけではどうにもならないという状況が必ず出てくる。

そこに第3者的な法廷というところまで問題を拡散させたい。あるいは広く議論をしたい、ということになるのだと考えます。

## 訴訟という方法



私たちが今、直面している問題は、今までやってきた運動の中で、「これではラチがあかない」と感じた結果生じたものです。だから「法廷の場で明らかにできることを明らかにしていこうではないか」という考え方で「訴訟という問題を考え始めた」ということになります。

私たちがいま行おうとしている訴訟は行政訴訟です。「国土交通省が事業に関してJR東海に事業認可をしたことを取り消してほしい」という訴訟です。

この行政訴訟というのは日本ではかなり難しい。なぜ難しいかというと(資料の最後に「市民運動と訴訟」という簡単なメモを出しておきました。)さまざまな乗り越えがたい障壁があるからです。

## 訴訟にも壁が...



この問題は後程の岡本弁護士の方がお詳しいのですが。行政事件訴訟法第30条というところに「行政庁の裁量処分については裁量権の範囲を超え、またはその濫用のあった場合に限り、裁判所は、その処分を取り消すことができる。」となっています。これが物凄い壁になっているのです。

つまり裁判所がJR東海の事業に対して国交省の裁量範囲外であるということを我々が説明し、証明しないと処分の取り消しは不可能なのです。

私たちは、いろいろなところで行政訴訟の取り消しをやっていますが、例えば八ッ場ダムもそうですし、ほかの公共事業差し止め訴訟でも、ほとんどがダメなのです。そのダメな理由は、この30条。これを突破できるかどうか、国土交通省の認可、あなたの役所ではやりすぎですよ。という裁判所が判断できる資料を我々が出せるかどうか、ここに係っています。

## 杜撰(ずさん)さとの闘い



この点では我々が考えている2つ大きなテーマとして、アセスの手続きの問題です。弁護士と相談してきてはっきりしているのは、286キロも続く距離を3年間でアセスをしてしまいました。私が長い間反対運動をしている道路(山梨環状道路北部区間)は15キロをアセスに7~8年かけています。リニアを3年間でやった結果何が出たかという、文献だけでやっていて現地をほとんど見ていない。私は山梨県の甲府に住んでいますが、甲府で一番最初にアセスの説明会があった時に、JR東海に対して「286キロを3年間でやるなんて、ただのアリバイ証明に過ぎない。」と言ったら、彼らは何と言ったかという、「我々は法理論にのっとなって粛々とやります。」と言った。つまり彼らは法にのっとなってやればアリバイとしても可能なのだと踏まえている。内容はどうでも良い。その結果が、ひどい杜撰なアセスになって出てきているのです。この杜撰なアセスの内容をJR東海に対して法廷の場で、一つ一つ問題を突き付けてゆくというのが、この裁判の意味の一つです。

## 「・・・建設ありき」を固める制約の突破



それからもう一つは、住民説明会の問題です。国土交通省は最後の環境影響評価書について国交大臣が意見を述べるわけですが、その意見の中の一番最初のところに「JR東海・事業者は住民に対して丁寧に説明すること」と書かれています。この丁寧に説明することがなされていないのです。山梨の住民説明会の状況を見ていると、二つ制約が設けられていて、その一つは質問制約です。ひとり3問まで、再質問をしてはいけません。質問を制約したような説明会が本当の説明会なのか。もう一つは時間制約

こと」と書かれています。この丁寧に説明することがなされていないのです。山梨の住民説明会の状況を見ていると、二つ制約が設けられていて、その一つは質問制約です。ひとり3問まで、再質問をしてはいけません。質問を制約したような説明会が本当の説明会なのか。もう一つは時間制約

です。何時に終わります。それ以上は受け付けません。私たちの説明会でも何人も手を挙げていのに「時間が来ましたので止めます」という逃げの結果でした。これが本当に丁寧な説明なのかどうか。この二つを法廷の柱にしたいと思います。

他にも全国新幹線整備法違反とかいろいろな問題がありますがけれども、このようなことを明らかにすることによって、この事業が如何に不条理極まる論理の中で組み立てられているのかを明らかにしていきたい。それを多くの人たちに知ってもらうには裁判という場がひじょうに有効なのではないか、と考えているわけです。

## 権利を守るための訴訟



訴訟を起こすときに、どのような効果があるか、私は今二つの訴訟での原告になっていますが、石木ダムという長崎県の佐世保にダムがあります。いま住民の方が40年くらい闘っている、13戸家屋の人たちが残って自分たちの故郷を水の底に沈めたくない。先週長崎へ行ってきましたが、とても良い村里です。そこに子どもたちや孫たちを未来にわたって

住ませたいと住民は思っているのですが、取り付け道路が出来て、トラックがいつでも入れる状況になっているのです。取り付け道路を封鎖して毎日朝から晩まで、おばちゃんたちが10数人、その道路にトラックが来ないように見張りをしているのです。そのために工事はストップしています。その方たちが最終的な手段として、長崎県と佐世保市に対して認可取り消しの行政訴訟を起こし、いずれ工事の差し止めをしたいと考えているわけです。つまり自分たちの主張を裁判という形によって世間に広く訴える、そして自分たちの権利を守ることが裁判によってのみ可能であるということです。

もう一つ、新石垣空港訴訟という訴訟にも係っていますが、ここは既に供用が始まって空港が出来てしまっている。しかし、いまだに裁判が続いていて、以前から原告側が「この空港の滑走路の下は地面の土質が水が入るとモロいので穴が空きますよ」と主張していたら今年の5月にその通

りになりました。そして2か所3か所増えてきているのです。そのために9月に判決を出す予定だったのが出せなくなっている状況です。

## 工事中の事件、事故



リニアの場合は多分こういう状況がもっと頻繁に、想定より大きく起きるだろうと思います。アセスは「南アルプスは大丈夫ですよ。」と杜撰な調査で言っているわけです。しかし、現実問題として様々な事件・事故が起こる。水がなくなるとか生態系が変わるとか。その都度私たちは法廷の場

でJR東海に対して、あるいは国交省に対して、具体的に問題点を突き付けることができます。リニアの場合は10年20年と長丁場です。だから様々な問題が起こってくるだろうと考えていますから、「それを法廷の場で明らかにしていきたい」というように思っています。

## 怒らない住民が問題



本田勝一さんという伊那谷で生まれたジャーナリストが『週刊金曜日』という雑誌の11月6日号に「国土破壊と中央新幹線」というエッセイを書いて、「こんな大きな問題があるのに住民はなぜ怒らないのか」と言われています。「住民はもっと怒れ！」と言っているわけです。住民こそが強い力を持っている。「最も強い力を持っている住民が怒らないのはなぜなのだ!？」ということでしょう。その記事「国土破壊と中央新幹線」の中で言っていますが、この怒りの思いを法廷の場へぶつけていくことが大

事だと思います。

石木ダムの特許団の団長をしているのは馬奈木昭雄弁護士です。この方は水俣病から始まって、いま諫早湾・有明訴訟などをやっておられる方ですけれども、この方と先週と今週会って話をしました。そのとき馬奈木昭雄さんは何と言ったかと言えば、「数は力だ、数が沢山あれば裁判官

も振り向かざるを得ない」・・・、この訴訟が50人や100人の原告だったら、まず初めから負けます。我々が1000人を目指すと言ったのは、その事なのです。1000人集まって原告なら裁判官も無視できない。傍聴に行く人たちが抽選でなければ裁判所の中へ入れない。法廷の中に入れられないような状況を作り出したい。そのためには1000人の原告が必要と考えています。

皆さんの中で異議申し立てをした方が居られたら是非原告になって頂きたい。原さんに聞いたところでは45人という事ですが、岐阜で45人では1000人になりません。サポーターで申し込まれた方は、今からでも原告に変更できますから、是非沢山の原告で東京地裁に我々の思いをぶつけていくという事をお願いしたいと思います。

今各地で原告募集をやっていますので、是非岐阜の方でもお願いいたします。どうもありがとうございました。